

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊
(Super OCN Flexible Connect)

第1章 総則

(適用)

第1条 Smart Data Platformサービス利用規約共通編(以下、「共通編」といいます。(https://ecl.ntt.com/kiyaku))第1条(本規約の目的)に規定する別冊として、当社はこの別冊(当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載するドキュメント等に定める内容を含みます。)を定め、共通編に加えてこの別冊(以下、合わせて「本規約」といいます。)により、第2条に定めるSuper OCN Flexible Connectを提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
Super OCN Flexible Connect	SDPFサービスの1つであって、インターネット接続機能又はインターネット接続に付随する機能を、オンデマンドにより提供するサービス(当社がこの別冊以外の別冊又はSmart Data Platformサービス利用規約以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。)
サービス取扱所	Super OCN Flexible Connectに関する業務を行う当社又は当社業務受託者の事業所
アクセス回線	当社又は当社以外の事業者が設置又は設定する物理的又は論理的な電気通信回線であって、Super OCN Flexible Connectに係るネットワークに接続するために利用されるもの
回線収容部	アクセス回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
サービス分界点	(1) Super OCN Flexible Connectと、当社又は当社以外の事業者が提供するサービスであってSuper OCN Flexible Connect以外のものを接続する場合における、その接続点 (2) インターネット接続点(Super OCN Flexible Connectとインターネットとの接続点をいいます。以下、同じとします。)
提携事業者	(1) アクセス回線を設置又は設定する事業者 (2) Super OCN Flexible Connectの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者 (3) 当社の委託によりSuper OCN Flexible Connectに関する業務を行う事業者
料金月	1の暦月の起算日(当社がSuper OCN Flexible Connectに係る契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間

(Super OCN Flexible Connectのサービスメニュー等)

第3条 Super OCN Flexible Connectには、別記又は当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるサービスメニュー等があります。

(Super OCN Flexible Connectの責任範囲等)

第4条

- 1 当社は、サービス分界点までを責任範囲として、Super OCN Flexible Connectを提供します。
- 2 当社は、サービス分界点相互間(同一のサービス分界点に終始する場合を含みます。)において、Super OCN Flexible Connectを提供します。

第2章 契約

(アクセス回線の終端)

第5条 アクセス回線の終端の場所は、サービス取扱所内とし、当社が指定します。

(アクセス回線の収容)

第6条

- 1 アクセス回線は、当社が指定するサービス取扱所の回線収容部に収容します。
- 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、現に収容されているサービス取扱所又は回線収容部とは異なるサービス取扱所又は回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(利用内容の変更)

第7条

- 1 契約者は、Super OCN Flexible Connectの利用内容の変更を請求することができます。
ただし、別記又は当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第8条(SDPFサービスの契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(最低利用期間)

第8条 Super OCN Flexible Connectには、共通編10条(最低利用期間)に規定する最低利用期間はありません。

(当社が行うSuper OCN Flexible Connectの利用に係る契約の解除)

第9条 当社は、共通編第15条(当社が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除)第1項のほか、Super OCN Flexible Connectの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、Super OCN Flexible Connectの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、Super OCN Flexible Connectに係る契約の全部又は一部を解除することがあります。

第3章 利用中止等

(利用中止)

第10条 当社は、共通編第16条(利用中止)第1項のほか、次の場合には、Super OCN Flexible Connectの全部又は一部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社が計画工事を行うとき。
- (2) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、Super OCN Flexible Connectの全部又は一部の提供が困難となったとき。

(利用の制限)

第11条

- 1 契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信又は相手先から着信しないことがあります。
 - (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
 - (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
 - (3) その通信に係る発信元のIPアドレスが正当なものであることを当社が確認できないとき。
- 2 契約者は、Super OCN Flexible Connectと接続する当社又は当社以外の事業者のサービスを利用することができない場合は、Super OCN Flexible Connectを利用することができないことがあります。
- 3 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、契約者からの閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。
- 4 当社は、本条の規定による措置を実施する場合において、契約者の利用するサービスの完全性及び可用性を保証するものではありません。本条の規定による当社が行う検知及び通信の遮断、情報の提供等により、契約者の通信の利用に不利益が生ずる場合があることについて、契約者はあらかじめ同意するものとします。

第4章 料金等

(料金の支払義務)

第12条 契約者は、その契約に基づいて当社がSuper OCN Flexible Connectの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、Super OCN Flexible Connectの提供を終了した日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。

第5章 サービスレベル合意書

(サービスレベル合意書の適用)

第13条 共通編第28条(サービスレベル合意書の適用)に規定するサービスレベル合意書として、Super OCN Flexible Connectの提供にあたり、サービス品質に関する指標(以下、「サービスレベル」といいます。)を設定し、サービスレベルを満たさなかった場合の返金制度を定めます。

サービスレベル、対象及び適用条件等は、当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載する「Super OCN Flexible Connectサービスレベル合意書」に定めるとおりとします。

第6章 雑則

(承諾の限界)

第14条 当社は、契約者から利用内容の変更等の請求があった場合に、その請求を承諾することが困難なとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この別冊において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(不可抗力)

第15条 当社は、天災、事変、パンデミック、エピソードその他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置により契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(契約者の義務)

第16条

1 当社は、共通編第32条(契約者の義務)に定めるほか、次に掲げる禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、契約者の義務違反があるものとして取り扱います。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為
- (2) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出する行為
- (3) 他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (4) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (5) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (6) 詐欺又は業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (8) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (11) 他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (12) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (14) あらかじめ当社の承諾無く、Super OCN Flexible Connectを不特定の第三者に利用させる行為(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。)第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務として当社から提供を受ける場合を除きます。)
- (15) ID、パスワード、その他個人若しくは法人に属する情報をWebサイト若しくは電子メール等を利用する方法により、その情報が属する個人若しくは法人の錯誤等により意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
- (16) ふくそうを発生させることによりSuper OCN Flexible Connectを利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える、又は与えるおそれのある状態において通信を行う行為(この場合において、当社がその行為を認知したときは、利用の公平性を確保するため、その通信を行う回線を検知し、その回線の通信速度を制限します。)
- (17) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断する行為
- (18) 前各号に明示されたもののほか、法令(主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインを含みます。)に反する行為又は前各号に類する行為

2 契約者は、Super OCN Flexible Connectを契約名義人以外の第三者が利用する場合、又はSuper OCN Flexible Connectの利用に契約者の要請に基づく第三者が関係する場合には、本規約上の契約者の義務を当該第三者にも順守させるものとします。

また、当該第三者による義務違反については、契約者が責任を負うものとします。

3 前項の規定は、契約者又は第三者によるSuper OCN Flexible Connectの利用に関係してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、同様とします。

4 当社は、本規約上の契約者の義務違反があったと判断した場合は、契約者に対し、当該行為を中止していただくよう通知することがあります。

別記 Super OCN Flexible Connectのサービスメニュー等

1 当社は、Super OCN Flexible Connectについて、次のとおりメニューを定めます。

メニュー	提供条件等
回線リソース	アクセス回線の終端におけるサービス分界点からSuper OCN Flexible Connectに係るネットワークに接続するためのリソース(アクセス回線を含む)とします。
ルーティングリソース	Super OCN Flexible Connectに係るネットワーク内における通信又はインターネット接続を行うためのリソースとします。
コミット帯域リソース	利用料金の適用に関係するコミット帯域の管理を行うためのリソースとします。
IPアドレスリソース	ネットワークアドレスの割当て及び管理を行うためのリソースとします。
JPNIC 担当グループリソース	JPNICデータベースへの登録を代行するために必要となる担当者(担当グループ)情報の管理を行うためのリソースとします。

2 回線リソースには、次のメニューがあります。

メニュー	提供条件等
FIC接続	<p>(1) FIC接続は、当社のFlexible InterConnectからSuper OCN Flexible Connectに接続可能なメニューとします。</p> <p>(2) FIC接続の通信品質は、次のとおりとします。</p> <p>ア Super OCN Flexible Connectの責任範囲内に終始する通信 ギャランティ(契約者が指定する帯域(契約者が帯域を指定しない場合又は帯域の選択肢がない場合は、当社指定帯域とします。)に係る通信速度を上限として、その通信速度を確保して提供するものをいいます。)の通信品質により提供します。</p> <p>イ Super OCN Flexible Connectの責任範囲を超えた通信(インターネット接続通信等) 通信品質を保証しません。</p> <p>(3) FIC接続の申込みは、当社のFlexible InterConnectの申込みを介して行っていただきます。</p>

3 コミット帯域リソースの提供条件等は、次のとおりとします。

- (1) 1のテナントにおいてコミット帯域リソースが設定されていない場合は、そのテナントにおける最初のルーティングリソースの設定と同時に、コミット帯域10Mbpsのコミット帯域リソースが自動的に設定されます。
- (2) 契約者は、コミット帯域の変更を行うことができます。この場合、変更後のコミット帯域の反映は、次によります。
 - ア コミット帯域リソースが最初に設定された料金月にコミット帯域の変更を行う場合
 その料金月における最後の変更値が、その料金月の利用に係る利用料金に反映されます。
 - イ コミット帯域リソースが最初に設定された料金月の翌料金月以降にコミット帯域の変更を行う場合
 その料金月における最後の変更値が、翌料金月の利用に係る利用料金に反映されます。
- (3) コミット帯域は、利用料金の適用に関係するものであり、実際の利用に係る通信速度には影響しません。

4 当社は、各メニューにおけるプランその他の細目を、当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載する料金表(以下、「Web料金表」といいます。)等において定めます。

5 契約者は、契約者の責任において、サービスメニュー等を組み合わせてSuper OCN Flexible Connectを利用するものとし、組合せに応じて算出された利用料金の支払いを要します。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がSuper OCN Flexible Connectに係る契約に基づき支払う料金等のうち、利用料金を料金月に従って計算します。この場合、当社は、協定世界時を用いて利用料金を計算します。
- 2 当社は、1の料金月に発生した利用料金を合算して、その料金月における料金として請求します。
- 3 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 別段の定めがない限り、当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金等を支払っていただきます。
- 7 料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則6及び7の規定にかかわらず、契約者の同意を得て、2以上の料金月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

- 9 当社は、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

- 10 当社は、料金等について、契約者が希望する場合には、利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 11 本規約により支払いを要するものと定められている料金等の額は、料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。))に基づき計算された額とします。))に消費税相当額を加算した額とします。
- 12 通則11の算定方法により支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下、同じとします。))の合計と異なる場合があります。
- 13 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- 14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。
- 15 当社は、料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

第1 利用料金

- 1 Super OCN Flexible Connectの利用料金は、別段の定めがない限り、1の料金月において、この料金表に定める算定方法等と当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載するWeb料金表とに基づいて適用します。
- 2 Super OCN Flexible Connectの利用料金は、1の契約IDごとに、その契約IDに属するテナントごとの利用料金を合算して適用します。
この場合、「テナント」とは、契約者が、SDPFにおいて利用する各種リソースを当社が指定する方法により管理するための論理的な単位をいいます。以下、同じとします。
- 3 1のテナントにおける利用料金は、そのテナントに属するリソースに応じて適用します。
- 4 Super OCN Flexible Connectの利用料金は、コミット帯域利用料及びルーティング利用料とします。
- 5 コミット帯域利用料は、次のとおり適用します。
 - (1) そのテナントに属するコミット帯域リソースのコミット帯域に応じて適用します。
 - (2) 次の期間料金と月額上限料金をとを比較し、いずれか低額となる料金をその料金月におけるコミット帯域利用料とします。
 - ア 期間料金 そのコミット帯域のコミット帯域利用料(円/日)×利用日数(開通日を含み、廃止日を含みます。)
 - イ 月額上限料金 そのコミット帯域のコミット帯域利用料(円/日)×20日
- 6 ルーティング利用料は、そのテナントに属する各ルーティングリソースの利用帯域をすべて合算し、その合算帯域(95パーセントایل値とします。)がコミット帯域を超過した場合に、その超過部分の値に応じて適用します。
- 7 利用帯域の測定は、次によります。
 - (1) 利用帯域は、そのテナントに属する各ルーティングリソースにおいて一定時間ごとに測定した通信速度(Mbps)とし、当社の機器により測定します。
 - (2) 利用帯域は、送信と受信とを分けて測定します。
 - (3) 契約名義人に係るSuper OCN Flexible Connectについて契約名義人以外の第三者が利用して行う通信及び当該Super OCN Flexible Connectの利用に関してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、測定の対象とします。
 - (4) 当社が料金の課金・請求用の測定機器とは異なる測定機器によりトラフィックレポート等の提供を行う場合において、その表示値が課金・請求用の測定機器による値と異なるときは、課金・請求用の測定機器による値を用いて利用料金を算出します。
 - (5) 当社の機器の故障等により正しく測定することができなかつた場合は、その正しく測定することができなかつた部分の値をゼロとみなします。
 - (6) 1Mbps未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- 8 合算帯域の算出は、次によります。
 - (1) そのテナントに属する各ルーティングリソースの一定時間ごとの利用帯域について、測定時刻及び時間の同期を保持しつつ合算します。
 - (2) (1)の合算後の総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値を求めます。
 - (3) (1)と(2)の手順は、送信と受信とに分けて行います。
 - (4) 送信の最大値と受信の最大値とを比較し、いずれか大きい方の値を合算帯域とします。